

令和5年第4回定例会（第3号）

令和5年12月6日（水曜日）午前10時00分開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 発言取消の申出の件
日程第 3 議案第60号 令和5年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 4 議案第61号 令和5年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第 5 議案第62号 令和5年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 6 議案第63号 令和5年度七飯町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第 7 議案第64号 令和5年度七飯町下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第 8 議案第65号 令和5年度七飯町一般会計補正予算（第9号）
日程第 9 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第10 発議案第17号 食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書
日程第11 発議案第18号 食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書
日程第12 閉会中の委員会活動の承認について

○出席議員（13名）

議 長	14番	木 下 敏	副 議 長	13番	川 村 主 税
	1番	澤 出 明 宏		2番	神 崎 和 枝
	3番	江 口 勝 幸		4番	青 山 金 助
	5番	川 上 弘 一		6番	佐々木 陵 二
	7番	田 村 敏 郎		9番	中 川 友 規
	10番	平 松 俊 一		11番	上 野 武 彦
	12番	池 田 誠 悦			

○欠席議員（1名）

8番 稲 垣 明 美

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町 長 杉 原 太

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副 町 長	工 藤 稔	総 務 課 長	中 村 雄 司
財 政 課 長	青 山 栄久雄	情 報 防 災 課 長	庭 田 昌 輝
政 策 推 進 課 長	花 卷 亘	税 務 課 長	佐 藤 恵 美 子
会 計 課 長	関 口 順 子	住 民 課 長	福 川 晃 也
環 境 生 活 課 長	村 山 徳 收	福 祉 課 長	谷 口 真 樹
子 育 て 支 援 課 長	川 崎 恵 子	健 康 推 進 課 長	岩 上 剛
商 工 労 働 観 光 課 長	磯 場 嘉 和	農 林 水 産 課 長	村 上 宏 樹
土 木 課 長	笠 原 泰 之	都 市 住 宅 課 長	川 島 篤 実

上下水道課長 池田 晃

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教 育 長 與 田 敏 樹

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教育総務課長	倍 楼 司	学校教育課長	柴 田 憲
生涯教育課長	竹 内 圭 介	学校給食センター長	福 永 崇 弘
スポーツ振興課長	高 橋 雅 貴		

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事 務 局 長 赤 石 旭

○選挙管理委員会委員長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

書 記 長 中 村 雄 司

○本会議の書記

事 務 局 長	広 部 美 幸	書 記	山 本 翔 大
書 記	伊 東 宏 樹		

○会議規則第116条の規定により指名された会議録署名議員

9 番 中 川 友 規

10 番 平 松 俊 一

午前10時00分 開会

開 会 宣 言

○議長（木下 敏） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和5年第4回七飯町議会定例会の本日の会議を開きます。

日程に入る前に、本日、議題となります追加補正予算の提出にあたり、町長より挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。

杉原太町長、演台でお願いいたします。

○町長（杉原 太） おはようございます。

定例会開会中ですが、11月29日に議決されました国の補正予算による低所得世帯へ給付金や物価高騰による重点支援交付金を活用した支援策等につきまして、このたび事業がまとまったことから、議案第65号令和5年度七飯町一般会計補正予算（第9号）を追加議案として提案させていただきますので、御理解願います。

なお、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） 町長の挨拶を終わります。

稲垣明美議員から、本日の会議を欠席する届出がありました。

日程第1

会議録署名議員の指名

○議長（木下 敏） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

9番 中川友規 議員

10番 平松俊一 議員

以上2議員を指名いたします。

日程第2

発言取消の申出の件

○議長（木下 敏） 日程第2 発言取消の申出の件を議題といたします。

情報防災課長から、12月4日の会議における平松俊一議員の一般質問3問目「既設公共施設建設工事等で発生した問題解決について」の質問に対する答弁の発言、及び、12月5日の会議における平松俊一議員の「議案第59号令和5年度七飯町一般会計補正予算（第8号）」の質疑に対する答弁において、議会運営例規第104項の規定によりお手元に配付のとおり、発言取消の申出書に記載した部分を取消したいとの申出がありました。

取消したい発言は、ハザードマップに関する質問の答弁で、別紙新旧対照表のとおりであります。

取消しの理由は、これらの部分については、不適切な発言であったため、

と発言した部分は、正しくは平成30年 函館建設管理部でありました。

お諮りいたします。

この発言取消の申出を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、情報防災課長からの発言取消の申出を許可することに決定いたしました。

情報防災課長より、発言の申出がありますので、これを許可します。

情報防災課長。

○情報防災課長（庭田昌輝） ただいま発言の取消の申出の件につきまして許可をいただき、誠にありがとうございます。

このたびの申出につきましては、私の不適切な発言によるものであり、議員の皆様にも多大な御迷惑をおかけしたことを深くおわび申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

これからも職務職責に精励してまいりますので、御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

日程第3

議案第60号 令和5年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（木下 敏） 日程第3 議案第60号 令和5年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（福川晃也） それでは、議案第60号令和5年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案説明申し上げます。

このたびの補正予算は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ5,916万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億6,868万円とするものでございます。

今回の補正の主な内容は、歳出の本年度支出見込みと歳入の国民健康保険税の減額、財政調整基金繰入金金の増額、歳出の決算見込みによる療養給付費の増額に伴う保険給付費等交付金の増額を計上するものでございます。

それでは、国保7ページの歳出から御説明申し上げます。

2款保険給付費1項1目療養給付費は、決算見込みにより、5,230万7,000円の追加。

2目療養費は、決算見込みにより451万円の追加。

2項1目高額療養費は、決算見込みにより、279万8,000円の追加。

次に、国保5ページの歳入に戻っていただきまして、1款国民健康保険税1項1目一般被保険者国民健康保険税は、被保険者減少等による減収見込みにより、医療給付金分、現年課税分から介護納付金分、現年課税分まで合わせて1,971万7,000円の減額。

3款道支出金1項1目保険給付費等交付金は、療養給付費並びに療養費の増により、普通交付金5,961万5,000円の追加。

5款繰入金1項1目一般会計繰入金は、国庫

支出金等の確定に伴い保険基盤安定繰入金、保険税軽減分減85万8,000円の追加。保険基盤安定繰入金、保険者支援分23万8,000円の減額。財政安定化支援事業繰入金696万6,000円の追加。未就学児均等割保険税繰入金8万6,000円の追加。産前産後国保税繰入金7万4,000円の追加。合わせて774万6,000円の追加。

2項1目国民健康保険財政調整基金繰入金は、国民健康保険税減収見込みにより、1,091万5,000円の追加。

6款繰越金1項1目繰越金は、前年度繰越金105万6,000円の追加でございます。

提案説明は、以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第60号令和5年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第61号 令和5年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（木下 敏） 日程第4 議案第61号 令和5年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（福川晃也） それでは、議案第61号令和5年度七飯町後期高齢者医療特別会計

補正予算（第2号）について、提案説明申し上げます。

このたびの補正予算は、既定予算の総額から歳入歳出それぞれ289万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億8,675万6,000円とするものでございます。

今回の補正の内容は、本年度の後期高齢者医療広域連合納付金において、事務費負担金と保険基盤安定負担金の確定による減額を計上するものです。

それでは、後医7ページの歳出から御説明申し上げます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、本年度負担金の確定により、事務費負担金9万2,000円の減額。保険基盤安定負担金279万8,000円の減額。合わせて289万円を減額。

次に、後医5ページの歳入に戻っていただきます。

2款繰入金1項1目事務費繰入金は、後期高齢者医療事務費繰入金9万2,000円の減額。

2目保険基盤安定繰入金279万8,000円を減額。合わせて289万円を減額するものでございます。

提案説明は、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第61号令和5年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5

議案第62号 令和5年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（木下 敏） 日程第5 議案第62号 令和5年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（谷口真樹） それでは、議案第62号令和5年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案説明申し上げます。

このたびの補正予算（第2号）は、第1条として、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ319万2,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ30億29万6,000円とするものでございます。

今回提案します補正の主な内容としては、歳出は、介護保険システム改修に伴う委託費及び介護保険料の過年度還付金の追加。

また、歳入につきましても、歳出の補正に連動した国庫補助金、繰入金の追加補正でございます。

それでは初めに、歳出から御説明申し上げます。

介保7ページをお開き願います。

最初に、1款総務費1項1目一般管理費の介護保険電算システム改修委託料は、令和6年度介護報酬改定に伴う介護保険電算システムの改修委託料として、299万2,000円を追加。

次に、7款諸支出金1項1目第1号被保険者保険料還付金の保険料過年度還付金は、介護保険料過年度還付金として20万円を追加するものでございます。

続きまして、介保5ページの歳入にお戻り願います。

最初に、3款2項5目介護保険事業費補助金の介護保険電算システム改修補助金は、介護保険電算システムの改修委託料の国庫補助金とし

て149万6,000円を追加。

次に、7款1項3目その他繰入金の介護保険事務費繰入金は、介護保険電算システムの改修委託料の町負担分として149万6,000円を追加。

次に、7款2項1目介護保険財政調整基金繰入金は、介護保険過年度還付金に対する介護保険財政調整基金からの繰入金として20万円を追加するものでございます。

提案説明は、以上でございます。よろしく審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許しません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第62号令和5年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6

議案第63号 令和5年度七飯町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（木下 敏） 日程第6 議案第63号令和5年度七飯町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（池田 晃） それでは、議案第63号令和5年度七飯町水道事業会計補正予算（第2号）について、提案説明申し上げます。

今回の補正予算は、営業費用等で予算不足が見込まれる分の増額。

また、入札差金や人事異動に伴う職員給与費の減額のほか、水道施設のある上下水道課が所管する用地の一部について、公の機関より取得する旨の打診に伴い特別利益を計上するほか、七飯地区・大中山系統水道施設耐震診断委託料外1件の委託業務、大川地区老朽管布設替工事その6外1件の工事の合わせて計4事業にしまして、水道施設の耐震化に向けた取組、管の更新率向上と漏水対策のほか、継続事業の早期事業発注と経済的に事業を実施するため、継続費の設定に関する支出の補正と、その財源としての企業債の増額をお願いするものとなっております。

お手元でございます議案第1条は、令和5年度七飯町水道事業会計補正予算（第2号）を次のとおりとする総則でございます。

次の第2条は、予算第3条に定めました収益的収入及び支出の収入総額について、第1款水道事業収益の既決予定額に1,000円を増額し、総額を5億2,669万1,000円とすることを。また、支出総額についても第1款水道事業費用の既決予定額に50万円を増額し、総額を4億5,541万8,000円とすることをお願いするものでございます。

次の第3条は、予算第4条に定めました資本的収入及び支出について、本文括弧書き中を「議案に記載の内容」に改め、資本的収入の収入総額について、第1款資本的収入の既決予定額に1,490万円を増額し、総額を4億3,983万7,000円とすることを。

また、次のページにございます資本的支出の支出総額について、第1款資本的支出の既決予定額に1,508万円を増額し、総額を6億4,606万円とするものでございます。

次の第4条は、予算第4条の2として、冒頭で申し上げました内容に関する4事業について、継続費として総額、事業年度及び年割額を表中のとおり設定させていただくものとなっております。

次の第5条は、予算第5条に定めました企業債について、水道の2ページにございますとおり、前段で説明申し上げました継続費に関する

財源として、追加1事業、変更2事業に関する企業債の限度額等の設定、変更をお願いするものでございます。

議案にお戻りいただきまして、最後の第6条は、予算第9条に定めました議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、第1号職員給与費の既決予定額を810万3,000円減額し、総額を4,468万4,000円に。第2号賞与引当金繰入額の既決予定額を50万円減額し、総額を397万5,000円とするものでございます。

それでは、収益的支出について御説明申し上げます。

お手元の資料、水道7ページをお開き願います。

1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費は170万円の増額で、内訳の16節委託料は、水道検査委託料の入札等に伴う差分35万円の減額を。19節修繕料は、施設修繕等の予算執行見込みより58万円の増額を。23節動力費は、電気料金並びに非常用発電機燃料の予算執行見込みより125万円の増額を。24節医薬品費は随時購入医薬品費の高騰等に伴う予算執行見込みより22万円の増額をお願いするものでございます。

次に、2目配水及び給水費は700万円の増額で、内訳の16節委託料は、水道施設維持管理に必要となる配水池底板遠隔清掃業務委託料ほかの予算執行見込みより2細節分、90万円の増額。水道施設漏水調査委託料、電気機械計装設備点検委託料及び管の情報システム保守委託料は、入札等に伴う決算見込みにより3細節分、90万円の減額により合計で増減ございません。19節修繕費は、配水施設修繕料外2細節の予算執行見込みより700万円の増額をお願いするものでございます。

次に、4目業務費は38万円の増額で、内訳の13節印刷製本費は、納付書用ポストエクスの高騰等に伴う予算執行見込みより10万8,000円の増額を。17節手数料は、コンビニ並びにクレジット払いの増加に伴う予算執行見込みより28万2,000円の増額をお願いす

るものでございます。

次に、5目総係費は18万円の減額で、内訳は28節負担金は、負担額確定に伴う決算見込みより18万円の減額をお願いするものでございます。

次に、水道8ページをお開きください。

6目職員給与費は、860万3,000円の減額で、内訳は職員の人事異動により1節給料から6節法定福利費までの決算見込みより4節合計860万3,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、1款水道事業費用3項特別損失1目過年度損益修正損は20万3,000円の増額で、内訳は64節過年度損益修正損で、過年度水道料金の還付について、9月補正時の見込みを上回る決算見込みとなることより20万3,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、収益的収入及び支出の収入の説明となります。

お手元の資料、水道6ページをお開きください。

1款水道事業収益3項特別利益1目固定資産売却益は1,000円の増額で、内訳は1節固定資産売却益は、水無沢川砂防事業に伴う用地取得に係る藤城第2管理棟敷地の一部を売却する予定のため、1,000円の増額をお願いするものです。

なお、売却額等の詳細は現在協議中であることにより、節出し分でございます1,000円を予算計上とさせていただきます。

そのほか3条支出に関する補正額分については、留保資金より対応するため、その分の収入の補正はございません。

次に、資本的支出について御説明申し上げます。

お手元の資料、水道11ページをお開き願います。

1款資本的支出1項建設改良費1目水道施設費は124万8,000円の増額で、内訳の16節委託料は、七飯地区大中山系統水道施設耐震診断委託で、総額2,401万3,000円の

事業費のうち、令和5年度執行分でございます124万8,000円の増額をお願いするものです。

事業の内容としまして、第1配水池、第1・第2減圧槽に関し、それぞれ耐震診断、劣化調査、地質調査を実施した上で、それらの結果に基づき、危機体制や対策案を網羅した報告書までの作成を委託するものとなっております。

なお、令和5年度分は1施設に関する劣化調査分のみ予算計上となっております。

次に、2目管路整備費は1,383万2,000円の増額で、内訳の16委託料は、七飯地区第1水源導水管布設替基本設計ほか委託料で、総額1,942万6,000円の事業費のうち、令和5年度執行分77万3,000円の増額をお願いするものです。

事業の内容としまして、第1水源から導水管布設用地のうち、令和4年度に地上権の設定がなされた区間等について、導水管布設用地の一部が崩落していることにより今年度実施しました。斜面評価と委託業務の成果をもとに、概略及び詳細設計に関する業務を予定しており、令和5年度分は基本設計に関する現地調査分の予算を計上させていただいております。

次に、71節施設管理費は2事業分で、1,305万9,000円の増額をお願いするもので、内容としまして大川地区老朽管布設替工事その6は、総額で2,854万5,000円の事業費のうち、令和5年度執行分378万2,000円の増額をお願いするものです。

事業の内容としましては、施工箇所としまして、大川4丁目の望ヶ丘病院の前に通ってございます通称アカシヤ通について、今年度も国道5号線より施工しました約270メートルの先の部分について、残りの旧国道までの区間にある昭和53年製の水道管について更新する工事を予定しており、令和5年度は布設替えに必要となります資材の調達費等の予算を計上させていただいております。

次に、大川地区老朽管布設替工事その7は、総額3,869万8,000円の事業費のうち、令和5年度執行分927万7,000円の増額

をお願いするものでございます。

事業の内容としましては、施工箇所として大川地区、町道大川10号、通称赤坂通につきまして、今年度実施しました町道大川11号、横津通から赤坂通までに交差する赤坂減圧弁付近の先の部分でございます町道大川10号、函館新道に向かって下りる区間について、昭和53年製の水道管412メートルを更新する工事を予定しております。令和5年度は、布設替えに必要となる資材の調達費等の予算を計上させていただいております。

次に、資本的収入及び支出の収入の説明となります。

お手元の資料、水道10ページをお開き願います。

1款資本的収入1項企業債1目上水道事業債は、1,490万円の増額で、内訳の1節水道施設債は、七飯地区大中山系統水道施設耐震診断事業分として120万円の増額を。次に、2節管路整備債は、七飯地区第1水源導水管更新事業分として70万円の増額。大川地区老朽管布設替2事業分、合計1,300万円の増額をそれぞれお願いするものでございます。

提案説明は、以上でございます。御説明申し上げました内容についてよろしく御審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

平松俊一議員。

○10番（平松俊一） 水道の11ページのところの管路整備費（16）の委託料、この場所の説明とその内容、もう一度説明をお願いします。

○議長（木下 敏） 上下水道課長。

○上下水道課長（池田 晃） 管路整備費77万3,000円についての御質問かと思えます。

場所が、水源の第1水源から下のほうにずっと導水管を引いてあるのですが、令和4年度に地上権のほうを設定させていただきました区間についての更新をこれから行う予定です。その区間につきまして、今年度は、あの斜面一部崩

落している部分がありますので、その調査の結果を踏まえて、今年度はさらに概略設計と詳細のほうの設計をさせていただく中身となっております。

予算の77万3,000円については、基本設計に係る現地の調査分の予算を計上させていただきます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） 崩落が主な原因なのか。要するに崩落してなければ、調査しなくてもよかったということなのではないでしょうか。崩落があるから調査するということになったのですか。

○議長（木下 敏） 上下水道課長。

○上下水道課長（池田 晃） 崩落については、もともとこちらのほうで把握しておりました。ただ、今後、同じ場所に管路のほうを更新するかどうかも含めて、崩落の可能性について今年度検証させていただいております。それを踏まえて、新しく導水管をどこに布設するかということ、概略設計と詳細設計のほうの予算を上げさせていただいているということで御理解ください。

あくまでも崩落したから調査するのではなくて、もともと更新しなければならない区間だということで御理解ください。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） 地上権を設定したと、それでもともと管路の入っている場所は分かっているわけですから、改めて基本設計が必要だったというのは、よく理解できないのですけれども、ほとんどパイプが入っている場所が分かっている、地上権の設定というのは、ある程度の幅で設定したわけですから、単純に管の交換というのであれば分かるのですけれども、布設替えの基本設計が必要だという理由が分からないので、聞いているのです。もう1回だけ説明をお願いします。

○議長（木下 敏） 上下水道課長。

○上下水道課長（池田 晃） まず、地上権の

設定なのですが、もともと導水管が設置されている土地が、山林の中ですので測量等行わないで1筆という形で、底地に全て地上権の設定をさせていただいております。ですので、導水管が通っている部分だけの地上権で設定ではないという形になっております。

なぜ概略の設計しなければならないのかというのは、今ある既存のルートが大川沿いのところにあるのですが、その中で水頭でちょうどその導水管の通っている一部について崩落がございましたので、そのルート自体を地上権で1筆設定されておりますので、一番安全なルートをどのように導水管布設替えしたらいいかという部分での概略の設計のほうをさせていただきたいという考え方でございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第63号令和5年度七飯町水道事業会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7

議案第64号 令和5年度七飯町下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（木下 敏） 日程第7 議案第64号令和5年度七飯町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（池田 晃） それでは、議案

第64号令和5年度七飯町下水道事業会計補正予算（第3号）について、提案説明申し上げます。

今回の補正予算は、営業費用の予算不足見込みに関する分の増額をお願いするものとなっております。

お手元にごございます議案第1条は、令和5年度七飯町下水道事業会計補正予算（第3号）を次のとおりとする総則でございます。

次の第2条は、七飯町下水道事業会計予算第3条に定めました支出の総額について、第1款下水道事業費用の既決予定額に50万4,000円を増額し、総額を8億4,090万6,000円とすることをお願いするものでございます。

それでは、収益的支出について御説明申し上げます。

お手元の資料、下水3ページをお開きください。

1款下水道事業費用1項営業費用2目管渠費は22万円の増額で、内訳の10節備用品費は、マンホール蓋の確保等に伴う予算執行見込みにより22万円の増額を。

次に、4目業務費は、28万4,000円の増額で、内訳は13節印刷製本費は、納付用ポスチックの高騰等による予算執行状況より8万2,000円の増額を。17節手数料は、コンビニ並びにクレジット払いの増加に伴う予算執行状況より20万2,000円の増額をお願いするものでございます。

なお、収入については、留保資金より補正はございません。

提案説明は、以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第64号令和5年度七飯町下水道事業会計補正予算（第3号）を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8

議案第65号 令和5年度七飯町一般会計補正予算（第9号）

○議長（木下 敏） 日程第8 議案第65号令和5年度七飯町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（青山栄久雄） それでは、議案第65号令和5年度七飯町一般会計補正予算（第9号）について、提案説明を申し上げます。

このたびの補正予算（第9号）ですが、第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3,788万6,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ129億1,308万6,000円とする補正予算と、第2条は、繰越明許費の補正として、3事業を追加することについて、第2表に定めるものでございます。

それでは初めに、歳出から御説明申し上げます。

9ページをお開き願います。

今回提案します補正予算の概要となりますが、国はデフレ完全脱却のための総合経済対策を実施するため、経済対策に伴う必要な経費の追加を行うことを閣議決定し、総額1兆1,992億円となる一般会計補正予算を国会へ提案いたしました。そのうち市町村へ配分される物価高騰対応重点支援交付金は、1兆6,000億円とされ、内訳として、低所得世帯支援枠に1兆1,000億円、推奨事業メニューに5,000億円が計上されたところであります。

11月29日に補正予算が、参議院本会議で可決され、翌30日は、物価高騰対応重点支援

交付金の七飯町の交付額が国より示されました。そのため、本定例会において提案し、議決をいただきました令和5年度七飯町一般会計補正予算（第8号）で計上することが間に合わず、このたびの追加提案となりましたことを御了承願います。

この交付金を活用した事業として、七飯町では低所得世帯支援枠として7万円を支給する事業のほか、推奨事業として子育てをする世帯への支援、学校給食への支援を行うこととし、このたびの補正予算を提案するものでございます。

次に、今回提案します補正予算の内容となりますが、1点目に国が示す低所得世帯支援枠として、低所得世帯への支援のため令和5年度の住民税非課税世帯、対象世帯4,560世帯に対し、1世帯あたり7万円を支給する事業。

2点目に、子育て世帯への支援としては、これまでは非課税の子育て世帯の給付などを行っていましたが、今回新たに交付金を活用し、課税世帯も対象とした18歳以下の子供を養育する世帯への支援として、18歳以下の子供、対象人数4,200人に対し1人あたり2万円を支給する事業。

最後に3点目として、昨今の物価高騰による影響は、学校給食に用いる食材も例外ではなく、本来であれば保護者が負担する学校給食費へ転嫁しなければならないほど高騰しておりますが、子育て世帯への支援として小・中学生の保護者負担を軽減するため、令和6年度末までの学校給食の食材費高騰分の支援を行う事業を計上しております。

それでは、予算書9ページの3款民生費1項1目社会福祉総務費の低所得世帯支援給付金事業費交付金事業は、住民税非課税世帯4,560世帯へ、1世帯あたり7万円を給付する。低所得世帯支援給付金3億1,920万円をはじめとして、事業総額3億3,090万3,000円を追加。

次に、2項1目児童福祉総務費の子育て世帯支援給付金事業費交付金事業は、18歳以下の子育て世帯を対象として、18歳以下の子供

4,200人を対象に、1人あたり2万円を給付する子育て世帯支援給付金8,400万円をはじめとして、事業総額8,698万3,000円を追加。

11ページに移りまして、10款教育費5項2目学校給食費の学校給食物価高騰支援事業費交付金事業は、学校給食の食材費高騰分を反映する学校給食費の値上げを据え置き、児童生徒を養育する保護者負担を軽減するため、学校給食物価高騰支援補助金に2,000万円を追加するものでございます。

続きまして、7ページの歳入にお戻り願います。

初めに、10款地方交付税1項1目地方交付税は、物価高騰対応重点支援交付金の交付限度額を上回る歳出の一般財源分に充てるため、普通交付税で留保している残額をこの事業に充てるため、2,722万2,000円を追加。

14款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金は、低所得世帯支援金の国からの交付金として3億3,090万3,000円。推奨事業分の国からの交付金として7,519万4,000円をそれぞれ追加。

19款繰越金1項1目繰越金は、この事業の収支調整分として、前年度繰越金に456万7,000円を追加するものでございます。

最後に、3ページにお戻り願います。

第2表は、繰越明許費の補正でございます。

追加となるのは、3款民生費1項社会福祉費の低所得世帯支援給付金事業で8,510万円。同じく2項児童福祉費の子育て世帯支援給付金事業で、2,558万円を追加するものですが、事業の執行にあたっては、年度内に速やかに給付することができるよう事務を進めてまいります。

最後に、10款教育費5項保健体育費の学校給食物価高騰支援補助金で1,700万円を翌年度に繰り越すものとし、3事業の総額で1億2,768万円を追加するものでございます。

提案説明は、以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許しま

す。

平松俊一議員。

○10番（平松俊一） 給食絡みのところでお聞きしたいのですが、結局、この支援金が出ると、親の負担というのはどうなるのですか、ほとんど払わなくてもいい結果になるのでしょうか。そこだけ教えていただきたい。

○議長（木下 敏） 学校給食センター長。

○学校給食センター長（福永崇弘） あくまで物価高騰分ということで補助してまいりました給食費自体は、今年度は今のところ上げるというような見込みではございません。あくまで物価高騰に対する負担ということで、給食会計に入れて対応していくということでございます。

給食費は、そのまま負担といたしますか、払っていただく形になります。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほかに質疑ございませんか。

田村敏郎議員。

○7番（田村敏郎） この交付金事業それぞれ低所得者、あるいは子育てという部分でありますけれども、これは交付金以内で、その中で事務費も何も賄っているのか、あるいは事務プラスアルファ、交付金プラスアルファで組み立てられているのか、そこをお聞きしたいと思えます。

それから、低所得者も子育てもそうですけれども、繰越明許の場合8,510万円、大体28%低所得者ですね。これは対象が4,560、基準日が2月1日ということなんですけれども、28%残したという話なんですけれども、これはいつまでに事業を完了させる考え方でこういう繰越明許をつくっているのか。これと同様に、子育てもそうですね、大体29%、これは4,200人なんですけれども、基準が11月30日ですから、転入転出あるかもしれないんですけれども、それ以外そんなに3割も繰り越すような話になるのかどうか。

というのは、この趣旨そのものが速やかに払うと、こういうことを考えれば、これはどのぐらいの期間をもって、想定しながらこういう事

業を組み立てているのか、そこを教えてくださいたいと思います。

○議長（木下 敏） 財政課長。

○財政課長（青山栄久雄） まず、この事業につきましての財源の部分、ほかにも繰越明許費の設定の考え方などがありましたけれども、まず最初に財政のほうから答弁して、それでもなお不足する場合は担当課長から説明させていただきますので、まずは御理解いただきたいと思えます。

こちらの追加で提案しました補正予算の6ページを御覧いただければと思います。

まず、こちらのほうに財源内訳が記載されておりますけれども、この事業総額が補正額で4億3,788万6,000円に対し、国庫支出金、今回の物価高騰支援による交付金の総額が4億609万7,000円、その他一般財源としまして3,178万9,000円と記載されておりますが、これがこの交付金を上回る事業費に対して、町が持ち出した額となります。

また、繰越明許費の設定につきましては、これは、これから事業を開始するわけですけれども、基準日それぞれ低所得世帯では12月1日の基準日、子育て世帯では11月30日を基準日として、今いる現在の方、町民、子育て世帯の支給対象者に対してこれから支給していくわけですけれども、当然、今年度中に全ての支払いが終わるわけではなくて、令和5年度分に支給できる見込みの額として計上したものと、残りの分についてを翌年度に繰越して使用する分として計上しておりますが、大体過去の例からこのような交付金、過去数度行っていますけれども、過去の給付金の状況から令和5年度は75%程度、令和6年度は25%程度というふうな低所得世帯支援給付金については設定しております。また、子育て世帯につきましても令和5年度では3,000人、令和6年度以降には1,200人ということで、これはあくまでも想定をして振り分けただけでございますので、令和6年3月、来年3月の定例会において、これが整理予算を組むわけですけれども、その際に来年度に繰り越せる額がおおよそ半減すると

いうこと確定しまして、最終的には歳入に来年度の翌年度繰越額を確定させていくわけですが、けれども、こちらとしましては年度内に速やかに支給したいという考えで、まずはこのような繰越明許費を設定したものとしますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（谷口真樹） 本事業の実施期間については、内閣府のほうから、一応その申請を受け付ける期限につきましては、令和6年5月31日までということを示されておりまして、支給決定も遅くとも、令和6年6月30日までに完了させるということを進めておりますので、こちらのほうも我々としては、速やかに申請書等を発送して対応していきたいというふうに考えておりますので御理解願います。

○議長（木下 敏） 住民課長。

○住民課長（福川晃也） では私のほうからは、子育て世帯の支援給付金の部分でお答えをさせていただきます。

先ほど、財政課長のほうからも御答弁申し上げましたとおり、繰越明許の考え方につきましては、このたびの子育て世帯への支援給付金につきましては、児童手当の仕組みを活用することとしてございまして、こちらが既に持っている情報によりまして申請によらず迅速に給付するために、申請によらずにこちらの児童手当の情報を持って支給を進めていく、まず。

そして児童手当のほうで補足できない対象世帯に関しましては、申し訳ございませんが、申請をいただいて対応していくという予定でございますので、こちらが積極的に支給できる部分については、おおよそ7割程度見込んでございますので、その残余の3割程度を繰越明許で次年度に繰越していった対応するという予定でございます。

それから、この給付金の事業の期間につきましては、先ほど福祉課長御答弁申し上げました低所得世帯への支援給付金も同時期に実施されることから、この状況を踏まえまして、同様に期限といたしましては6月末程度までの事業

となろうかと想定してございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほかに質疑ございますか。

中川友規議員。

○9番（中川友規） 学校給食の件だったのですけれども、学校給食の物価高騰ということですので、2,000万円が入っていくということですが、先ほど同僚議員の答弁の中で、給食費は保護者からもらった状態で給食会計に入れるということだったのですけれども、普通2,000万円補助するとなったら、学校給食を払っているほうからすると、払っているのが少し減額になるのかなというふうに思うこともあると思うのですよ。

だけれども、そうではなくて、そもそも給食の食材の高騰でということ給食会計に入れるということだと思っておりますけれども、それであると、今回たまたま国の交付金事業が11月末にこういうふうに出て、急遽12月、今、議会に上げることでできましたけれども、たしか前回は給食の関係、9月かそこら辺の議会かどこかで、プレミアムなエデーか何かの予算をそっちに移したりとかという、そもそも学校給食の運営状況が成り立っていない状態だったのではないかなと思うのですよ。前回の補正予算を使ったときにも。

そういう状態で、今回、国の交付金が出たから、それも使いますよと。使うことはいいのですけれども、これがなければそもそも学校給食の運営自体成り立っていないのではないですか、今現在。

今の学校給食の運営の状況を教えていただきたいのと、あと、今回2,000万円という金額で食材の何とか対応したとして、その後、逆にこの金額を使い切った後の学校給食の運営自体が、給食費はまだ上がっているとかそういうのも聞いていませんし、そういう中で食材が足りない状態でいったら、今、子供たちというのは量が少ない状況なのですかね。そういうことが出てくると思うので、この交付金事業が終わった後の反動だとかそういうこともどう考えているのですか。

○議長（木下 敏） 学校給食センター長。

○学校給食センター長（福永崇弘） 御質問の運営状況でございますけれども、昨今の物価高騰、急激に上がっておりますので、非常に厳しい状態ではあります。

ですので、今回、物価高騰、国の補助というような形でやらせていただいておりますし、議員がおっしゃるとおり、受益者負担の原則といえますか、当然、給食に関わる食材ですとか、そういった部分に関しては食べている方、世帯のほうに負担するというのが原則でございます。

ですので、当然、その後の話になりますけれども、値上げ等そういった議論に関しましては、学校給食センター運営委員会のほうでございますので、そちらのほうで議論していくというような形になりますので、それは学校給食センターの運営委員会のほうでしっかり議論して、対応してまいりたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○9番（中川友規） 物価高騰というのが急激にということ、今、課長おっしゃいましたけれども、物価高騰というのはコロナが終わり始めて、おとし、去年あたりからずっと、戦争が始まったり何なりで油が上がったりという、ずっと前から物価高騰物価高騰と言って、国も補助を出したりとか、この交付金事業だって2回目ではないですか。だから、物価高騰というのは急激に始まったものではないですよ。

そもそも給食の運営委員会等で今、値上げについてもって言っていましたけれども、9月の時点で予算が足りないと言って別な予算を入れて給食を運営している状態で、まだそういう値上げをどうしようとか、例えば保護者に負担してもらおうのか、値上げの部分は町が負担しようというふうに考えていくのかとか、そういう議論はなされていないこと自体がおかしくないですか。

町の対応の遅さでいって、最終的に保護者が急に値上げになるとか、保護者とは一方的にそういう町の方針が決まったということになるで

はないですか、実際。

だって、給食の委員会開いたとしても実際に理事者の皆さん、町のほうと協議したときに、町で持ってくださいよと、なかなか言える委員だっていないと思うし、こういう議会の場とかで言うのであれば、そういう意見も言えますけれども、町が緩くないですよ。給食費もやっていけませんよという状態で、その運営委員会の中で、それは保護者に持たせないでくださいと、なかなか言えない状況で、なおかつ物価高騰は急に始まったようなことを今、課長がおっしゃったので、それ町として本当に学校給食の運営をどう考えているのですか。

○議長（木下 敏） 教育長。

○教育長（與田敏樹） 私から答弁させていただきます。

中川議員のおっしゃっているとおり、学校給食センターの経営、非常に厳しい状況にあります。そしてコロナ禍から物価高騰が始まってきています。急激にはありませんけれども、落ち着くところを知らないで、上がり続けているというのが現状です。そうした中で、前回補正をさせていただきました1,000万円かな、700万円、300万円だと思いますけれども、それで年度末まで行けるだろうという想定のもとに値上げ、給食センターの会計のほうに入れさせてもらいましたが、そのときの前段に給食費を値上げをせざるを得ないという話が出てきました。内部で。

ただ、9月の段階ですぐに値上げをするということにはならないので、であればプレミアム分を補填をして、何とかそここのところは値上げなしで行くようにしたいということで、ある意味6年度以降については様子見という形でやってきました。そうして、あの給食費を圧縮することができるのです。質を落とすということ、簡単に言えば。

でも目の前に子供たちがいたときに、質を落とすという形にはなりません。今の栄養価を、七飯町の食材を極力使いながらも給食費会計で間に合うような形で努力をしたい。そのためには、今年度については1,000万円に

合うであろうということをやってきましたけれども、ただ、それが予想以上に物価高騰が収まらない状況なので、今回、この交付金事業を使わせていただくということになりましたが、これもその前段で、この交付金事業について再来年度以降、充てにすることはできないという考え方に立ちました。

それで現状としては、現状としても500円以上の給食費の値上げをしなければ間に合いません。これは令和6年度から、500円以上の値上げをしなければ、今の給食の質を保てる状況にはありません。ただ、これも今の段階で運営委員会に諮って、来年度から保護者の皆さん、毎月500円値上げしますということにはならないので、今回、国のメニューの中に給食費の物価高騰分について、入れてもいいですよというのがあったので、それを入れて、令和6年度については現状のままの給食費を据え置いて、質を下げないように交付金で物価高騰分については入れます。

ただ、7年度分については、6年度のというよりも今年の2月か3月にやる運営委員会の中で、今の給食会計の現状をお話をさせていただいて、令和7年度以降については、令和6年度から値上げです。そこは補填がされるので、実際保護者負担が増えるのは令和7年度ですということで、1年余り時間がありますので、その中で運営委員の皆さん方に提案をして、協議をしたいというふうに思っています。

その中で、委員の方々からいろいろな御意見が出されると思います。中川議員おっしゃっているように、余り言えないだろうという危惧もあるのであれば、逆に言えばこっちから議論が出るような形の提案の仕方をして、出た提案について基本的には原材料費だけですので、受益者負担というのは大原則。教育委員会としては、その大原則に基づいて、まずは協議をしたということを考えております。それから先の話については、これは今の段階では申し上げる何物もございませんので、ぜひそのところで御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほかに質疑ございませんか。

上野武彦議員。

○11番（上野武彦） まず、この交付金ですけれども、国からの交付金。支給が2月からということで推定されているわけですが、国からの交付金はいつ出るのか、これについて1点お伺いしたいと思います。

それから、この交付金が出た段階でどうするかということがあるのですが、今の段階で言いますと、例えば低所得者世帯への支援、それから子育て世帯への支援ということが、既に人数的な世帯の数だとか人数だとか、ある程度決まっているということで言えば、早急に支給の開始を手だてする必要があるのではないかと思っておりますけれども、その辺についてお伺いします。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（谷口真樹） 私のほうからは、低所得者世帯への支給に関しての部分についてお答えさせていただきます。

今回の低所得者世帯に関しては、住民税非課税世帯のみで構成されている世帯という形で支給のほうを進めるのですが、基準日のほうは12月1日という形になりますので、改めて12月1日現在で、世帯が非課税かどうかということを確認しなければならないという形になります。

前回5万円を支給したときには、基準日が6月1日という形になっておりまして、まずは6月1日の基準日で抽出した世帯について、その後、世帯の状況が変わっていないかどうかを確認させていただいて、その上で申請のほうの手続、申請書等の発送をさせていただくような形で進めていきます。

また、6月2日以降に転入されてくる世帯もございまして、そちらのほうの世帯についてはホームページ等で周知しながら、申請のほう促していくような形で対応をしていきたいというところになります。

この世帯の抽出に関しては、いろいろ今回補正のほうで提案させていただいているシステム

改修等で、対象者の世帯を抽出しながら対応していくということで、ここもなるべく速やかに改修のほう、業者のほうにさせていただけるように、こちらのほうも準備を進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

私からは、以上になります。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（花巻 亘） それでは、この交付金の支給時期ということで御質問ございましたので、お答えをさせていただきます。

まず、交付金の額については、今回、補正予算提案させていただいた額で国から内示をされてございます。正確な支給時期については、まだ国のほうからは示されてございません。

しかし、事業としてこの金額が使えるということで認められてございますので、それに併せてこの事業を交付金着金前であっても進めていくということで、今回、御提案をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 住民課長。

○住民課長（福川晃也） では私のほうは、子育て世帯支援給付金の関係で御答弁をさせていただきます。

まず、支給対象者については、現時点で把握できるもの、それから今後の推計を踏まえて4,200人分を給付費として見積もらせていただいているところでございます。

また、本件事業の支給開始につきましては、でき得る限り迅速に行いたいと考えてございます。しかしながら、事務的な準備期間がどうしても必要となりますので、できる限り来年の2月程度から支給できるように努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○11番（上野武彦） ある程度把握している数についても基準日をもって、改めて確認をしなければならぬということなのではございますけれども、それはある程度は決まっているところもあるでしょうし、変動するところもあるとは思ひ

のですが、決まっているところに関しては、順次支給という形をとるべきではないかと思うのです。

というのは、この国の今回の低所得者、それから子育て世帯への支援というのは、非常にタイミング的には、ちょっとずれるのではないかと思うのですよ。というのは、年末を控えて今の物価高騰とか、そういう社会情勢を考えますと、こういった支援は速やかに早急に実施すべきものというふうに思うわけです。

特に、こういったことを考えると、できればこの12月あたりから、既に実施すべきではないかというふうには思うのですよ。その辺について考えはないのか、ちょっとお伺いしたいと思うのです。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（谷口真樹） 申請の手續に関してですけれども、繰り返しになってしまうのですが、先ほどお話ししたように、どうしても対象者を改めて抽出しなければいけないということのシステム開発の関係もありますので、なるべくそれを1か月は見込んでおりますけれども、何とかそちらの事業者のほうとも話をしながら、そちらのほうの開発をできる限り早く進めていただいて、こちらの事務手續も併せて進めていながら、できれば2月よりも早い形でできるように、こちらも努力をしていきたいというふうに考えておりますので、何とぞ御理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（木下 敏） 住民課長。

○住民課長（福川晃也） 私のほうから、子育て世帯支援給付金の関係でございますが、福祉課長の答弁にもございましたとおり、事務的な準備期間がどうしても必要になるものでございますので、それに児童手当の仕組みを導入してございますので、11月30日を基準日として児童手当の決定がこれからということにもなっておりますので、それらを踏まえて準備をできる限り進めて、まず仕組みの中にもこちらから積極的に支給する。申請によらず積極的に支給するというのも導入して、できる限り迅速に給付を進めていきたいという考えでございます。

す。

繰り返しになりますが、できる限り早く、こういった物価高騰に直面している世帯の支援ができるように努めてまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） ほか質疑ございますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） これより、討論を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。
これより、採決を行います。

議案第65号令和5年度七飯町一般会計補正予算（第9）を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時09分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第9

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（木下 敏） 日程第9 諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

○町長（杉原 太） それでは、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を御説明申し上げます。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

次の者とは、氏名、清野雅之氏で、住所及び生年月日は、議案に記載のとおりでございます。

提案理由となりますが、清野氏は、昭和52年に明治学院大学を卒業し、昭和53年4月に江差町立日明小学校に勤務後、渡島及び桧山管内小学校において教員生活を送り、平成27年3月に、七飯町立藤城小学校長を定年退職されるまでの37年間にわたり、初等教育の充実と発展に尽力されました。その後も七飯町教育支援指導員や生涯学習アドバイザーを務められ、町教育行政の推進に大いに貢献されています。

人格高潔で知識の豊富さ、公平性、公正性、そして温和さと信頼性を兼ね備えており、人権擁護委員には適格な方でございます。

よって、同氏を適任と考え推薦いたしたいと存じますので、御意見賜りますようよろしくお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。
お諮りいたします。

本件は、人事案件でありますので、議会運営例規第111項により討論を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。
よって、本件については、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決を行います。

諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について、これを可とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。
よって、本件については、可とすることに決定いたしました。

日程第10

発議案第17号 食品ロス削減への国民

運動のさらなる推進を求める意見書

○議長（木下 敏） 日程第10 発議案第17号食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書を議題といたします。

提案説明を求めます。

神崎和枝議員。

○2番（神崎和枝） 発議案第17号食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書。

標記の意見書を会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和5年12月4日。

七飯町議会議長、木下敏様。

提出者、七飯町議会議員、神崎和枝。

賛成者、七飯町議会議員、田村敏郎議員、澤出明宏議員、佐々木陵二議員、青山金助議員、稲垣明美議員、江口勝幸議員。

本文を読み上げて御提案申し上げます。

食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書。

食品ロス削減推進法が2019年10月1日に施行され、食品ロス削減に関する普及・啓発が進められてきた。一方で、農林水産省が公表した2021年度の食品ロス量は523万トンで、その内訳は事業系食品ロス量が279万トン、家庭系食品ロス量が244万トンとなっている。

現在、世界で約8億人が飢餓に直面していると入れている中で、国連世界食糧計画（WFP）では、飢餓で苦しむ人々のために、年間480万トンの食料支援を行っており、日本における食品ロスとして、まだ食べられるのに捨てられてしまう食料が、その1.1倍以上となっているのが現状である。

また食品ロスの削減は、気候変動対策としても大変に重要であり、廃棄における直接的に生じる環境影響だけではなく、その生産過程で投入される天然資源やエネルギーの浪費、製造・加工・流通・卸・小売の各段階でのエネルギー削減、エネルギー消費など、環境に及ぼす影響

は決して少なくはない。

よって、政府において食品ロス削減推進法に基づき、誰もが取り組める脱炭素アクションとして、食品ロス削減への国民運動のさらなる推進のために、下記の事項について特段の取り組みを求める。

記。

一つ、事業者と一体となったエシカル消費の普及促進。

賞味期限や消費期限が近いものから選ぶ「てまえどり」など、エシカル消費の普及啓発を一層進めるとともに、食品ロス削減を積極的に進める事業者の評価や支援の強化を図ること。また、地域や事業者の食品ロスの計測・公表等の体制を拡充し実効性を強化すること。

一つ、食品ロス削減につながる小分け包装等の拡大。

食品のロスを防ぐための使用量や頻度に合わせた「小分け包装」や、食品自体の鮮度の保持や賞味期限等の延長につながる容器・包装の改善の工夫の促進、外食産業における「小分け提供」や「持ち帰り」など、「食べきり」を積極的に進めるための取り組みを一層強化すること。

一つ、在庫食品や未利用食品の寄附の普及拡大。

食品ロス防止のため、子ども食堂・子ども宅食、フードバンク等へ、企業等からの在庫食品の寄附促進やフードドライブ（未利用食品の寄附運動）等の利活用で、「もったいない」と「おすそわけ」の好循環をつくり、国民運動としての取組を一層強化すること。

一つ、コミュニティフリッジ（公共冷蔵庫）の設置支援。

事業系の食品ロス削減と子ども食堂等への支援を行うために、企業・商店などから提供された食料品等を、地域に設置された冷蔵庫や冷凍庫で保管し、随時必要とされる住民団体等に提供するコミュニティフリッジ（公共冷蔵庫）の設置や運営等への支援制度を整備すること。

一つ、出荷や加工前に廃棄されている地域の食材の活用。

食に関わる事業者と野菜等の生産者の連携を促し、色や形における規格外品や、食材の皮や芯や種など、出荷や加工前に廃棄されている地域の食材を、できる限り有効に活用する食品開発や消費の拡大などに取り組む地方自治体等の事業に対して積極的な支援を展開すること。

以上、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出する。

北海道七飯町議会。

提出先、内閣府特命大臣（消費者及び食品安全）殿、厚生労働大臣殿、農林水産大臣殿、経済産業大臣殿、環境大臣殿、文部科学大臣殿、内閣府特命担当大臣（子ども政策）殿。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

発議案第17号食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11

発議案第18号 食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書

○議長（木下 敏） 日程第11 発議案第18号食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書を議題といたします。

提案説明を求めます。

上野武彦議員。

○11番（上野武彦） それでは、提案させていただきます。

発議案第18号食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書。

標記の意見書を会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和5年12月4日。

七飯町議会議長、木下敏様。

提出者、七飯町議会議員、上野武彦。

賛成者、七飯町議会議員、江口勝幸議員、田村敏郎議員、澤出明宏議員、佐々木陵二議員、青山金助議員。

食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書。

政府は、2024年の通常国会で、食料・農業・農村基本法を見直し、新たな「基本法」を制定することをめざしています。

日本のカロリーベースの食料自給率は38%は、先進国の中でも最低となっています。穀物自給率は28%は、世界185か国の中で129位です。旧農業基本法以来、食料自給率は下がり続け、現行の食料・農業・農村基本法制定後、5次にわたる「基本計画」で食料自給率を、ここちょっと間違っていて、引き上げるです。引き上げるとされましたが、目標を達成したことは一度もありません。

現行基本法は「基本計画」で「食料自給率目標」を設定したものの、閣議決定にしたために法的拘束力がなく、目標は事実上棚上げにされてきました。

政府の「新基本法」の検討では、食料自給率を単なる一指標とし、これまでの位置づけよりも格下げして、食料自給率向上に対する国の責任を放棄しようとしています。

いま、世界的な食料危機が進行し「食べたくても食べられない」人々が増えている中、食料自給率向上を放棄することは、食料の安定供給に重大な危機をもたらすことになりかねません。

よって、「新基本法」では、食料自給率目標を定める基本計画を国会承認制とし、計画の達成度の検証結果と必要な政策の見直しを国会に報告させるなど、食料自給率の向上を政府の法

的義務とすることを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

北海道七飯町議会。

提出先、衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿、農林水産大臣殿。

以上です。

よろしくお願ひいたします。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○9番（中川友規） 今の提出の関係で、引き下げるの、上げるとかいうのが、間違っていたということだと思ふのですけれども、意見書の中身が。これ、間違つたまま出しても大丈夫なのでしょか。

暫時休憩をいたします。

午前11時34分 休憩

午前11時34分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

これより、質疑を許します。

中川友規議員。

○9番（中川友規） 先ほど、意見書の説明の中で、自給率を引き下げるといふ部分が訂正されているのですけれども、ここは引き上げるといふことでよろしいのですよね。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○11番（上野武彦） それでよろしいです。よろしくお願ひします。

○議長（木下 敏） そういふことで皆さん御理解ください。

ほか質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

発議案第18号食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よつて、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12

閉会中の委員会活動の承認について

○議長（木下 敏） 日程第12 閉会中の委員会活動の承認についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、各常任委員会及び議会運営委員会から、特定の案件について、閉会中に委員会活動を行いたい旨の申出があります。

お諮りいたします。

各委員会申出のとおり、その活動を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よつて、各委員会申出のとおり、その活動を承認することに決定いたしました。

閉 会 宣 告

○議長（木下 敏） 以上で、本定例会に付議された全ての案件の審議が終了いたしました。

よつて、令和5年第4回七飯町議会定例会の閉会をいたします。

お疲れさまでした。

午前11時36分 閉会